

## 内閣官房副長官補室（内政・外政）本室 内閣参事官（防衛担当） 標準文書保存期間基準

令和元年10月1日改訂

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯									
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1 閣議の決定又は了解及びその経緯	[1]質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	[①]質問主意書の案の作成の過程が記録された文書 [②]閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 [③]答弁が記録された文書	[①]答弁の案の作成の過程が記録された文書 [②]答弁案 [③]案件表 [④]配付資料	閣議の決定又は了解及びその経緯	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	基地問題関係資料（国会開連（質問主意書）、○○年度）	30年	2(1)①⑤(3)	移管
	[2]基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び[1]に掲げるものを除く。）	[①]立案基礎文書 [②]立案の検討に関する審議会等文書 [③]立案の検討に関する調査研究文書 [④]行政機関協議文書 [⑤]閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 [⑥]官報公示に関する文書その他の公報に関する文書	[①]立案基礎文書 [②]立案の検討に関する審議会等文書 [③]立案の検討に関する調査研究文書 [④]行政機関協議文書 [⑤]閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 [⑥]官報の写し	—	—	—	—	2(1)①⑤(4)	
2 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものも含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	[1]会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 [2]会議の決定又は了解に係る案の検討に関する立会の行政機関への協議その他の重要な経緯	[①]会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 [②]会議の決定又は了解に係る案の検討に関する立会の行政機関への協議その他の重要な経緯 [③]会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 [④]会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 [⑤]会議の決定又は了解の内容が記録された文書	[①]会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 [②]会議の決定又は了解に係る案の検討に関する立会の行政機関への協議その他の重要な経緯 [③]会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 [④]会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 [⑤]会議の決定又は了解の内容が記録された文書	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解及びその経緯	基地問題関係資料（会議開連、○○年度）	10年	2(1)①⑥	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
3 個人の権利義務の得喪及びその経緯	[1]許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	[①]許認可等に関する重要性の開示請求書 [②]処分案 [③]処分経緯 [④]開示実施方法等申出書 [⑤]開示決定等通知書の写し [⑥]請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等	個人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯	基地問題関係資料（開示請求、○○年度）	5年 (区分の権力が消滅する日を基準)	2(1)①⑪(1)	廃棄
	[2]補助金等の交付に関する重要な経緯	[①]交付の要件に関する文書 [②]交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 [③]補助事業等実績報告書	[①]交付規則・交付要綱 [②]実施要領 [③]審査要領・選考基準 [④]審査案 [⑤]理由 [⑥]実績報告書	—	—	—	3年 1年未満	2(1)①⑪(4)	移管
	[3]不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	[①]行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 [②]情報公開・個人情報保護審査会関係文書 [③]裁決書	[①]行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 [②]情報公開・個人情報保護審査会関係文書 [③]裁決書	—	—	—	5年 (交付に係る事実が消滅する日を基準)	2(1)①⑪(5)	廃棄
						—	10年 (区分の権力が消滅する日を基準)	2(1)①⑪(5)	廃棄 (以下に記載するものに限る) ・複数の権力が消滅する日を基準 ・場合の解説文書や附則の改変に蒙る大変な影響を及ぼすたびに開示するもの)

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間 第2の該当事項・業務の区分	管理規則別表 第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
	[4]国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し	—	—	—	10年 (訴訟が終結する日を基準) ・移管・保管の際、秋やその後の施策立案時にさしかかる影響を与えた案件に関するもの)	2 (1)①11(6)	廃棄 (廃し以下については ・移管・保管の際、秋やその後の施策立案時にさしかかる影響を与えた案件に関するもの)
その他の事項									
4	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	[1]告示その他の規則(告示に準ずるものに限る。)の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案、規則案 ・官報の写し	—	—	—	10年 2 (1)①14(1)	廃棄
	[2]訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書 ③官報公示に関する文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案 ・官報の写し	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯の立案の検討その他の重要な経緯	—	—	—	10年 2 (1)①14(2)	廃棄 (廃し以下については ・移管・保管の際、秋やその後の施策立案時にさしかかる影響を与えた案件の改廃のための決裁文書)
5	国会及び審議会等における審議等に関する事項	[1]国会審議(1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会審議	基地問題関係資料(国会関連(想定問答等)、○○年度)	10年 2 (1)①21(1)	廃棄 (廃し以下については ・移管・保管の際、秋やその後の施策立案時にさしかかる影響を与えた場合ごとに廃成される場合)
	[2]審議会等(1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—	—	2 (1)①21(2)	廃棄 (廃し以下については ・移管・保管の際、秋やその後の施策立案時にさしかかる影響を与えた場合ごとに廃成される場合)
6	内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する経緯(1の項から21の項までに掲げるものを除く。)	①公印の保管に関する文書 ②職員の厚生に関する文書 ③関係行政機関等との協議等に関する文書 ④関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書 ⑤各種調査等に関する文書 ⑥後援名義の使用承認に関する文書 ⑦団体(IOC、FIFA等)からの依頼に基づく政府保証等に関する文書 ⑧陳情・要請に関する文書 ⑨内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書 ⑩庶務を行う会議、出張等の口ジに関する文書 ⑪内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	・届出書 ・福利厚生管理関係文書 ・協議資料 ・会議資料 ・調査依頼文書 ・報道発表資料 ・申請書 ・承認書 ・政府保証書等 ・要望書 内閣の庶務に関する事項 ・内閣官房HPに寄せられた意見 ・進行表 ・職員役割分担表 ・関係機関等への照会 ・関係機関等からの回答	—	—	—	30年 5年 3年 5年 1年 1年未満	2 (1)①25 移管 廃棄 移管 廃棄

